

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サモア	サモア独立国政府に対する贈与 に関する日本政府とサモア独 立国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	100,000千円 -----	H24.3.23 アピタで (同日)	日本側 三田村秀人在サモ ア大使 フアラムイナ・ サモア側 テイアテ・リウガ財 務大臣	H24.4.6 132号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。